

第25号 (2010-2) 2010年10月18日

大学評価学会通信

目 次

◆ 第32回 研究会の案内	1
◆ 第31回研究会の報告	2
◆ 全国大会、会員自由論題 報告者を募集	4
◆ シリーズ 大学評価をめぐる動向 第4回	5
◆ 大学評価学会規約の改正提案について	6
◆ 第8回全国大会概要	7
◆ 学会日誌	8

第32回研究会を開催します

下記により研究会を開催いたしますので、お繰り合わせの上ご出席ください。

記

- ・ 日時：2010年11月13日（土）14：00～17：00
 - ・ 場所：駒澤大学（深沢キャンパス）深沢校舎 1階 講義室1-1
※ 深沢キャンパスは、駒沢キャンパスから歩いて、約5分です。駒沢キャンパスではありませんので、お間違えのないようにお願いいたします。
http://www.komazawa-u.ac.jp/cms/campus/c_fukazawa
 - ・ 内容：海部宣男氏（放送大学）「日本学術会議『日本の展望2010』について」
 - ・ その他：講義室内は、飲食禁止となっております。ご協力をお願いします。
- * なお、同日11時から、同所で第Ⅳ期第3回理事会を開催します。理事、幹事、事務局の方のご出席をよろしくお願いします。

第31回研究会報告

日 時：2010年8月28日（土）10：30～17：00

場 所：キャンパスプラザ京都

午前の部

「PDCAによる個人評価で大学は価値実現できるか」

講 師：平井孝治氏（立命館大学）

午後の部

「職員と教員の協働とその評価の方法（2）－具体的実践と展開－」

報告者：小島理恵さん（麻布大学）

梅澤貴典さん（中央大学）

安東正玄さん（立命館大学）

午前の部 報告

第31回研究会午前の部は「PDCAによる個人評価で大学は価値実現できるか」と題した報告を平井孝治氏にお願いしました。大学基準協会の評価においても「PDCAサイクルの実施」ということが言われ、大学でも「PDCA」を実行さえすれば大学は良くなるとして「PDCA」を金科玉条のごとく考える風潮も見られます。もし「PDCA」と個人評価の組み合わせで組織が良くなるとすれば、10年以上も前からこの方式を取り入れた日本企業は、すべて世界の中で成功を収めているはずですが、しかし、現状がどうなっているかは、多くの人が理解しているとおりです。大学には最初に目標管理制度を導入して職員の個人評価制度を実施する例が多くみられます。目標管理の発想は、PDCAの理論から派生したものという事実は否定できないといわれています。そこで夏の研究会は職員の問題をテーマに開催してきたことを踏まえ、出席者の多くを職員と想定して、午前に「PDCA」について理解する機会を設けることとしました。

報告の趣旨は、次のようなものでした。

① 管理サイクルの歴史は、1910年代に始まり、30年代には管理過程論争の時機を迎えている。この時代のPlan「P」は戦略的な情報による計画を意

味し現在のように、いわゆるルーティン業務を想定するものではなかった。しかし60年代後半になってQC活動が盛んになるにつれデミング・サイクルが浸透してくると、単に物質的な生産活動を越えて「P」の内容がルーティン的なものに変質し、数値目標を指すものになってきた。

② 大学でも目標管理制度を用いた人事考課制度・個人（個別）評価制度を取り入れる例が出ている。しかし、教育機関においては企業ほど単純に数値目標を設定することができないことが知られている。そのうえ企業などは現在個別評価から組織評価へ変わってきている。これは個人評価では、個人レベルでの部分最適を実現することはできても、そのことによって組織の全体最適を阻害している。言い換えると企業の価値を低下させているという認識が広がってきたためと思われる。

③ 組織評価の目的は、質保証、説明・行動責任、目的を遂行するために適した組織設計・制度になっているかといったことにある。人事評価もこのような観点からなされる必要がある。

④ 以上のことから大学評価の対象は、学問の自由、主権（国民）の育成といった大学の存在価値そのものになる。大学のガバナンスといった場合それは、一般に管理・運営といわれるものの上位

概念であるが、昨今のガバナンス論は管理・運営だけに偏したものになっている。

主として対象を職員に想定したとはいえ、平井氏には以前にも「PDCA」に関して報告をお願いしたこともあり、午後の部に比べて参加者が少ないのではないかと危惧がありました。しかし、

約30人の参加者があり、熱心な議論が行われ、盛会に終えることができました。

なお、第31回研究会（午前の部）は、龍谷大学社会科学研究所の共同研究「『無償教育の漸進的導入』と大学法人経営-日本の高等教育システム転換の課題-」（代表：細川孝）との共催で開催されました。

（文責：塩野博雄）

午後の部 報告

第31回研究会（午後の部）の概要は下記のとおりであった。

趣 旨：今回のテーマは、第7回大会の第1分科会でのテーマを引き継ぐものであり、これまでが総論とすれば、今回は副題に「具体的実践と展開」とあるように各論的位置付けの研究会となる。

昨年度の研究会では、「一般的な職員アドミニストレータ論ではない、学生を主役とした学習支援者としての教職協働という視点・方向とともに成果主義的目標管理による人事考課とは一線を画した評価を考える」ことを目的とし、教職協働の定義も含めて踏み込んだ議論が展開された。今回の研究会では、さらに教職協働の具体的実践例等を報告していただき、総花的「大学職員論」から「個別具体的な協働」の事例をいかに勤務する大学で応用して展開実践していくかについて、参加者とともに課題を共有していきたい。

報告者と上記趣旨に基づいたそれぞれの発表テーマは下記のとおりであった。

① 小島理恵さん（麻布大学）

「職学協働の一事例 ―オープンキャンパスにおける協働―」

② 梅澤貴典さん（中央大学）

「大学図書館における、教職協働による教育研究支援機能の高度化」

③ 安東正玄さん（立命館大学）

「教職協働の促進 ～教職員組合活動の役割～」

「教職協働」はこのところの大学職員を巡る論点として比較的多く取り上げられている題材であるため、関係者にとってもやや過食気味のところもあり、研究会の動員が心配されたが幸い30名を超える参加者があり、盛会裡に終えることが出来た。

今回の研究会では、開催趣旨にもあるように、一般論ではなくて、個別具体的な教職の協働の事例の報告を受け、それをもとに職員評価を検討することを企図していた。

まず、小島さんの報告は、「職学協働」（職員と学生の協働）という新しい概念に基づいた学生

と連携した職員の仕事例の紹介であった。続く梅澤さんの報告は、大学図書館における教職の信頼関係に根付いた専門性の高い業務の実践例であった。最後の安東さんは、大学全体における教職協働という意味での教職員組合活動に視点を定めた報告であった。

それぞれの報告が、各報告者の日々の業務や経験に根付いたものであり、説得力のある内容を伴っており、その意味では開催趣旨をクリアできるものであった。小島さんの報告をとおして、本研究会は「教職協働」からさらに踏み込んだ「教職学協働」という新しい概念を創出したかもしれ

ない。また梅澤さんの報告された大学図書館の現状は、以前にも本学会で検討したことがあるように、非専任化や外注化が最も顕著に進行しており位置付けそのものが問われているともいえよう。報告でも指摘されていたように、図書館においては利用者すなわち学生を成長させることが第一の要件であり、そのために教員との対話で教育上のニーズを掴み、職員が専門的な能力を発揮していくことがますます求められているといえよう。安東さんは、教職協働を教育・研究活動におけるそれだけに限定すると自ずとその射程に限界が生ずる点を強調されていた。そして、教職協働を広い視野から見た時に、制度的にも最も優れた実践が教職員組合活動であると結論づけられた。大学を取り巻く内外の環境が厳しくなる中で、個別大学の現状はトップダウン的な意思決定が罷り通り、ともすれば教職員組合活動は、それらの動きを阻害する要因とも取られ全国的にも停滞感は否めない。しかし、どのような経営効率よりも、大学の機能を捉えた時に教職協働を基本とした大学創造

が最も効果的であることを立命館の歴史に根ざして報告されており、納得のいくものであった。

『高等教育研究 第13集 スタッフ・ディベロップメント』で羽田教授は「最近、教職協働が大学職員論に登場しているが、教職協働ははるか前から行われてきたことであり、今更主張されることが不思議でならない」（37頁）と指摘されている。なるほど、最近の教職協働論は、安東さんも述べられたように「教育・研究支援」に極めて限定されたものであり、言い換えればその分野における教職の労働強化を強いているものとも思われる。そして、その背景にはトップダウン的な大学運営や、学生消費者主義など様々な要因があると思われる。今後は、このような「強いられた教職協働」ではなく、「主体的な教職協働」のあり方を巡って本研究会でも更なる議論を重ねていきたい。

（文責：村上孝弘）

第8回全国大会における会員自由論題報告者を募集しています

2011年3月12日（土）、13日（日）に、京都橘大学において、大学評価学会第8回全国大会を開催します。（詳細は後述）

大会1日目（12日）の午前に開催する分科会は、会員自由論題報告の分科会として予定されています。この分科会で報告を希望される方は、2010年12月10日（金）までに、学会事務局宛に、氏名、所属と報告テーマを、お知らせ下さい。

申込先は、メールの場合は、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp

電話・FAXの場合は、075(645)8634（細川）となっています。

シリーズ 大学評価をめぐる動向 ー米国ー 第4回

高等教育法の改正と連邦政府の認証要件

佐藤 仁 (福岡大学)

2008年8月14日。米国では約5年にわたる議論を経て連邦高等教育修正法（Higher Education Opportunity Act）が制定された。この法改正は、アクレディテーションにも影響を及ぼすものであることから、本稿ではその影響の一端について論じてみたい。

周知の通り、連邦政府はアクレディテーション団体を認証（recognition）する立場にある。そして、認証されたアクレディテーション団体からアクレディテーションを受けた高等教育機関の在籍学生に対して連邦政府奨学金の受給資格を付与するシステムが構築されている。そのためアクレディテーション団体（特に機関全体を対象とする6つの地域別アクレディテーション団体）にとって、この認証要件は自らの活動に一定の影響を及ぼすものとなる。

認証要件の中でも、アクレディテーション団体が設定する基準（standards）についての要件は、アクレディテーションという活動の根幹にかかわる重要なポイントである。特に「アウトカムに関する基準」についての取り扱いは、近年のアクレディテーションの動向に大きな影響を及ぼしている。認証要件においては、1988年からアウトカムに関する基準を設定することが求められている。その後1998年の高等教育法の改正により、アクレディテーション団体が設定する基準が整理されるとともに、アウトカムに関する基準はその中でもトップ事項に掲げられるようになった（以前はカリキュラム、教員、施設設備といった項目に続いて9番目に位置づけられていた）。このアウトカムに関する基準について、今回の法改正により、以下のような内容が付け加えられるようになった。

旧	新
“success with respect to student achievement in relation to the institution’s mission, including, as appropriate, consideration of course completion, State licensing examinations, and job placement rates” [20 U.S.C.§1099b(a)(5)(A)](2003)	“success with respect to student achievement in relation to the institution’s mission, <u>which may include different standards for different institutions or programs, as established by the institution</u>, including, as appropriate, consideration of course completion, State licensing examinations, and job placement rates” [P.L.110-315 SEC.495(1)(B)]

追加された内容（下線部参照）は、アウトカムを判断する基準は大学が設定するということを明確にしている。それまでも「ミッションと関係した達成度」という形で大学の自主性を尊重した文言は存在したが、アウトカムとしての達成度（つまりアウトカムの質）を判断する責任の主体が明確ではなかった。しかし、今回の改正により、大学側が設定した基準でアウトカムを判断・測定してよいということが明言されたわけである。また、この修正を強調する条文が追加されている点も指摘しておきたい。ここでは、認証要件が「大学が学生の達成度の成功を

示すために自らの基準を開発し、利用する資格を制限するものではない」ことが規定されている（P.L. 110-315 SEC.495(5)）。

アメリカでは、1980年代以降、高等教育に対するアカウンタビリティの高まりを背景に、アクレディテーションにおいて学生の学習成果（アウトカム）が問われるようになってきている。このアウトカムへの焦点化は、インプットによる画一的な指標から脱却する意味を有している。しかし、アウトカムをどう判断するのかという基準は等閑に付され、実

際の評価の場面では評価主体がアウトカムの質を標準化された状態で確認せざるを得なかったのではないだろうか。（もちろんア krediteーション団体自身にとって、それが本意だったわけではなく、認証を逸脱する危険性からそうしていたのかもしれない）。そのような中で、今回の高等教育法の改正にみられるように、それぞれの大学が自らのアウトカムの質を判断する基準を設定し、それに沿ってアウトカムを示すという仕掛けが認められたことは、大学の自主性・多様性の尊重という点から一定の評価をすることができよう。事実、ア krediteーション

ン団体の全米組織である Council for Higher Education Accreditation は、この修正箇所について “most welcome” だと評価している。実際のア krediteーションにおいてどう運用されるのか、今後とも注視したい。

参考文献：“Accreditation and the Higher Education Opportunity Act of 2008”, CHEA Update, No.45, September 19, 2008.

(http://www.chea.org/Government/HEAUpdate/CHEA_HEA45.html, 2010/09/22)

大学評価学会規約の改正提案について

2010年10月 大学評価学会理事会

さる8月29日に開催した第IV期第2回理事会において、「役員および会計監査の任期を2年から3年に変更する規約改正の提案を、第8回全国大会時の会員総会に提案すること」が承認されました。あわせて、次の学会通信（本号がそれにあたります）で、規約改正（案）を会員に告知し、総会までに意見を寄せていただくことをあわせて承認しました。

改正の趣旨は、学会任期を3年とすることにより、学会の安定的な運営をめざすということです。会員総会で承認が得られれば、第V期（2012年3月～）から任期が3年となります。

改正部分（案）は、以下の通りです（下線部を改正。2年から3年に）。

（役員）

第10条 本会に次の役員をおく。役員の任期は3年とし、再任を認める。

- | | |
|---------|--------|
| 1 代表理事 | 1～3名 |
| 2 副代表理事 | 若干名 |
| 3 理事 | 10～20名 |
| 4 事務局長 | 1名 |
| 5 幹事 | 若干名 |

（会計監査）

第15条 本会に会計監査人2名をおく。会計監査人の委嘱は、会員の中から理事会の推薦にもとづき総会の承認を経て代表理事が行う。会計監査人の任期は3年とする。会計監査人は本会の会計を監査する。

規約改正を提案することになりますので、全国大会に先だって、会員みなさんに周知し、ご意見を伺うべきと判断しました。ご意見等につきましては、学会事務局までお知らせください。事前の意見聴取は、2011年2月末までとさせていただきます。寄せられたご意見等につきましては、会員総会に報告させていただきます。

第8回全国大会の概要について

第8回全国大会は、2011年3月12日（土）、13日（日）に、京都橘大学において開催されます。第IV期第2回理事会（8月29日開催）で議論し、以下のような概要を決定しました。また、9月10日には、大会実行委員会と学会事務局で教室等の下見を行いました。

大会プログラムは、11月13日に開催される第3回理事会で、最終決定されることとなっています。お気づきの点等ありましたら、学会事務局までお知らせください。

- ・日時：2011年3月12日（土）、13日（日）
- ・会場：京都橘大学（京都市山科区）
- ・大会実行委員長：碓井敏正 会員（学会代表理事）
- ・大会プログラムについては、第7回大会のプログラムを基本的に踏襲し、次のとおりとする。

第1日（2011年3月12日）

- 10：00～12：30 自由論題の分科会
- 12：30～13：30 昼休み休憩（この間、理事会を開催）
- 13：30～14：20 年次総会
- 14：30～18：00 シンポジウム
- 18：15～20：00 懇親会

第2日（2011年3月13日）

- 10：00～12：30 分科会（午前の部）
- 12：30～13：30 昼休み休憩（この間、理事会を開催）
- 13：30～16：00 分科会（午後の部）
- 16：10～17：00 総括討論

- ・全国大会のテーマについては、「大学政策と大学評価」とする。

2011年4月から認証評価が2巡目に入ることを意識し、日本における大学評価のもつ問題性を明らかにしたい。それは、（制度化された）大学評価が、大学関係者の自主的な営みというよりも、大学政策との関わりで導入・実施されていることによって生じている問題点を改めて浮き彫りにしたいということである。

ここ数年、認証評価に焦点を当てて、全国大会のテーマとしてきたが、新教育基本法と教育振興基本計画、「学士課程」答申等、大学政策が新たな展開をみせるもとで、大学政策との関わりも視野に入れて、大学評価を議論していきたい。

- ・シンポジウム報告者については、「大学政策と大学評価」のテーマのもとで報告いただける方に依頼する（現在調整中）。
- ・分科会については、これまでの4分科会（午前、午後とも2分科会）を踏襲し、以下の通り開催する。
 - 第1分科会：事務職員の評価に関わる分科会（村上理事担当）
 - 第2分科会：認証評価の事例に関わる分科会（井上理事担当）
 - 第3分科会：「大学評価の国際動向」をテーマとする分科会（担当者を調整中）
 - 第4分科会：「公立大学の『改革』と大学評価」をテーマとする分科会（光本幹事）

- ・今後の予定は、以下の通りである。

11月13日、第3回理事会でシンポジウム・分科会の趣旨を確認。

2011年1月、大会プログラムの発送。

2011年2月、予稿集の〆切。

【大学評価学会の日誌】

8月28日（土） 第31回研究会（於：キャンパスプラザ京都）
8月29日（日） 第IV期第2回理事会（於：龍谷大学）
9月10日（金） 第8回全国大会会場の施設見学（於：京都橘大学）
10月18日（月） 事務局会議

<予定>

11月13日（土） 第IV期第3回理事会（11時～、於：駒澤大学深沢キャンパス）
第32回研究会（14時～、於：駒澤大学深沢キャンパス）
2011年3月12日（土）、13日（日） 第8回全国大会（於：京都橘大学）



大学評価学会年会費納入のお願い

7月に学会年会費の請求をいたしました。会費納入がまだの会員の方はよろしくお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

学会財政担当 細川孝（事務局長）
612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学
e-mail: hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp
電話・Fax：075（645）8634<ダイヤルイン>

編集・発行：大学評価学会 共同事務局

〒560-0043 豊中市待兼山町1-16
大阪大学・大学教育実践センター
望月研究室 気付
e-mail: taromoch@cep.osaka-u.ac.jp

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
龍谷大学 細川研究室 気付
Tel：075(645)8634（細川）
075(645)8542（林）
e-mail: hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp
URL： <http://www.unive.jp/>

<会費納入先> 郵便振替口座番号：00950-4-296005 名称：大学評価学会
